平成２６年（フ）第６９６号
堺市堺区甲斐町東６丁１番34―205号
債務者　平林　竜一
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７０８号
堺市南区桃山台１丁３番22―205号
債務者　岩崎　健二
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７１号
岡山県久米郡美咲町原田1751番地１
債務者　花房　弘枝
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第４９４号
東京都西多摩郡檜原村542番地
債務者　秋山　健一
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４８号
熊本県八代市高下西町2277番地　206
債務者　松本　千里
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月17日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第８９４２号
東京都練馬区春日町５丁目30―５―204
債務者　中田　博通
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９７３号
東京都足立区舎人４丁目６―21―107
債務者　松本　貴司
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９７７号
東京都足立区西新井１丁目32―15―306
債務者　石田　充代
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９８３号
東京都台東区入谷２丁目39―11―606
債務者　奥富ジョアンこと　オクトミ　ジョアン　フェルナンド
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９００７号
東京都葛飾区奥戸１丁目９―４
債務者　山本　秀嗣
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９００８号
東京都世田谷区太子堂３丁目６―９―201
債務者　宮崎　真妃
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９００９号
東京都中野区江古田２丁目13―15―102
債務者　花岡　助明
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０１０号
東京都杉並区高円寺北２丁目39―33―905
債務者　花岡　舞子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０１６号
東京都日野市多摩平１―５―12―605、住民票上の住所東京都八王子市本町32―10―101
債務者　木村　　也
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０２０号
東京都足立区江北３丁目８―２―403
債務者　佐藤　由加
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０２１号
東京都新宿区上落合３丁目15―１―801
債務者　林　　信喜
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部